

概要版

たんばし
丹波市の

ちいきふくし すいしん
地域福祉を推進する

けいかく
ための計画

だい き たんばしちいきふくしけいかく
第4期丹波市地域福祉計画

たんばしせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく
丹波市成年後見制度利用促進基本計画

たんばしさいはんぼうしすいしんけいかく
丹波市再犯防止推進計画

たんばししゃかいふくしきょうぎかいちいきふくしすいしんけいかく
丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画

令和8年(2026年)3月

丹波市

丹波市社会福祉協議会

第4期 丹波市地域福祉計画（令和8(2026)年度から令和12(2030)年度）

■ 地域福祉計画について

- ◆ 丹波市の「地域福祉計画」と丹波市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」を一体的に策定しています。
- ◆ 本計画を通じ、「自助」「互助」「共助」「公助」という4つの視点での取組を効果的に組み合わせ、本市において「地域共生社会」の実現をめざすものです。
- ◆ この計画は、丹波市総合計画の部門別計画として位置づけられ、地域福祉を推進するための理念と方向性等を明らかにする計画です。

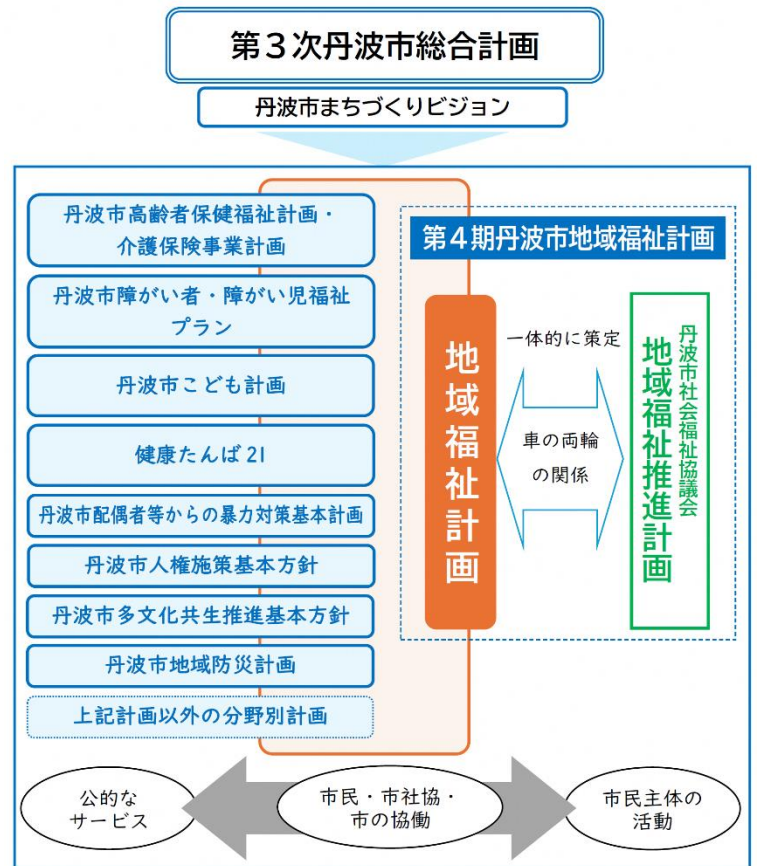
地域福祉計画

第4期丹波市地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画

第5次丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画

社会福祉法第109条の規定に基づく、地域住民や社会福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取組が盛り込まれた民間の行動計画



■ 地域共生社会とは

高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことをめざす社会です。



■ 丹波市の地域福祉をめぐる主な課題

これまでの地域福祉に関する取組の状況から主な課題を次の5つに整理しました。

課題1 複雑な、複合的な課題を持つ方（家族）をサポートするための体制の強化

課題2 住民同士の助けあい活動の活性化によるコミュニティの強化

課題3 市民の権利が守られ、安心して利用できるサービス提供の推進

課題4 持続的な福祉サービス提供のための担い手の確保・育成

課題5 福祉の視点に立ち、誰もが安心して暮らせる生活環境づくり

本計画と関係が深いSDGsの目標



■ 基本理念

次に掲げる3つの基本理念を根底に置いた地域福祉に関する施策を引き続き推進することで地域共生社会の実現をめざすとともに、第3次丹波市総合計画（令和7（2025）年3月策定）でめざす将来像「まなびときめく丹（まごころ）の里～しあわせ輝く みんなの未来へ～」に向けた一翼を担うよう取り組んでいきます。

■ 第3次丹波市総合計画がめざす将来像 ■

まなび ときめく 丹（まごころ）の里 ～しあわせ輝く みんなの未来へ～

■ 本計画の基本理念 ■

①市民一人ひとりが主体のまち たんば【自助】

②集い・支えあい暮らし続けられるまち たんば【互助】

③孤立を許さない福祉基盤・サービスのあるまち たんば【共助・公助】

■ 重要視点

地域共生社会の実現に向けた取組にあたって、次の5つの重要視点に立ち施策を推進していきます。

重点視点

1

重層的・包括的支援のための
仕組づくりの推進

地域で「困りごと」など支援が必要な人を早期に発見し、その人に必要な支援が届くよう、関係機関が連携した重層的・包括的な相談支援体制や仕組づくりを推進します。

重点視点

2

支えあい・見守りあいによる
地域づくりの推進

ふれあい豊かにともに暮らすまちづくりをめざし、生活課題に対し、「自助」「互助」による支えあい・見守り活動が近隣同士で行われるよう、住民の地域への関心を高め、積極的な参加を促進する地域づくりを推進します。

重点視点

3

権利が守られ安心した生活が
送れる仕組づくりの推進

ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供体制を充実するとともに、住民一人ひとりがその人らしく自立した生活を送ることができるよう、権利が守られる仕組づくりを推進します。

重点視点

4

地域福祉活動を支える多様な
人づくりの推進

多様性を認め合う意識を育むとともに、「福祉のまちづくり」から「福祉でまちづくり」の視点で取り組む地域福祉活動への理解を進め、地域福祉活動を支える多様な人材の育成を図ります。

重点視点

5

安全・安心な暮らしを守る地
域づくりの推進

誰もが安全・安心で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備を推進するとともに、居住地域での安全・安心な暮らしが守られるよう、地域全体で防犯（再犯防止）・防災（減災）の取組を推進します。



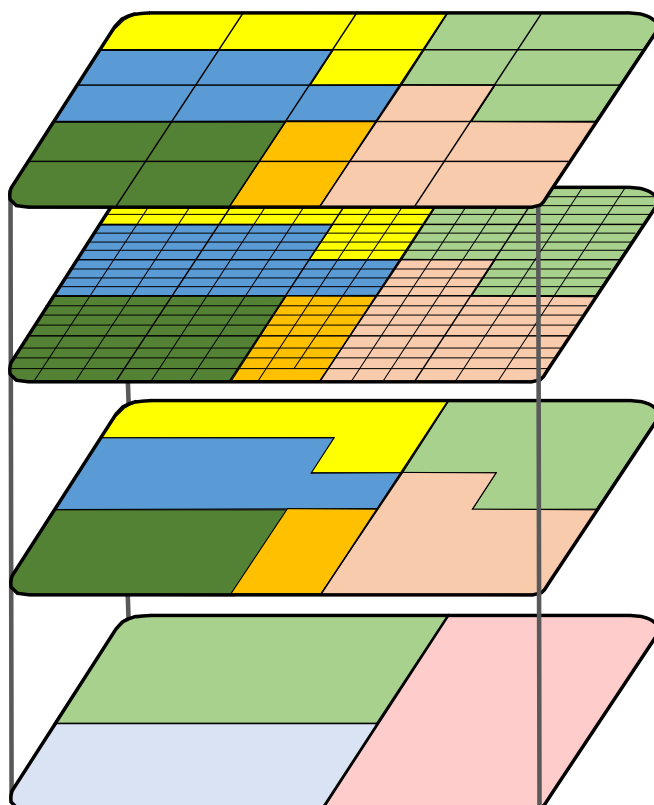
第4期 丹波市地域福祉計画（令和8(2026)年度から令和12(2030)年度）

■ 地域福祉に関する「圏域」の捉え方

- ◆ 地域福祉を推進していく対象エリアは、市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲とする「圏域」の設定が必要となります。
- ◆ 本市では、福祉に関して独自に地域福祉を推進する層を次のとおり設定しています。

- ① 25の地区（自治協議会/市民活動エリア）：自治協とそれを補完しあう「自治会」組織から成り、地域コミュニティ機能を担うエリア。
 - ② 6つの地域※（日常生活圏域）：市役所の各支所、丹波市社協の各支所・分室、病院及び福祉事業所など、「まち」を構成する様々な地域資源が配置された地域。それぞれの地域※によって特性が異なる。
 - ③ 3つの圏域（地域の連携を補完する3つの圏域）：地域※を包括する圏域（西部・南部・東部の3圏域）。各圏域には、地域包括支援センターをそれぞれ設置。
 - ④ 市域
- なお、※のついている「地域」は旧町域を表します。

◇地域福祉計画における圏域イメージ図



地区(自治協議会) (25)

「地域福祉を推進する圏域」
地域づくりや地区生活支援活動
エリア

自治会 (298)

「地縁団体の地域福祉活動圏域」
自治会、民生委員・児童委員や隣近
所による声かけ・見守り活動エリア

地域(旧町域) (6)

「日常生活圏域」
多職種、多機関の連携エリア

圏域 (3)

「地域の連携を補完する3つの圏域」
地域包括支援センター及びよろ
ずおせっかい支縁センター設置
エリア【西部(氷上・青垣)・南部
(柏原・山南)・東部(春日・市島)】



施策の展開

重要視点

1 重層的・包括的支援のための仕組づくりの推進

①重層的かつ包括的な相談支援体制の推進

地域住民が困りごとを早期に発見し、協力して支援する地域の体制づくりとともに、地域住民や関係団体、専門機関やその専門職、行政が連携し、困りごとを抱えている人が相談したいことを気軽に相談でき、また相談内容により分野を超えて、重層的・包括的に支援できる体制づくりを推進します。

主な取組施策

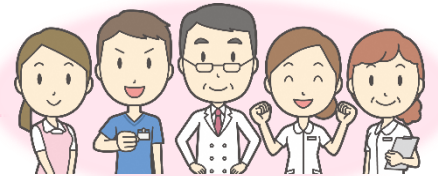
- ライフステージに対応した自立支援活動の充実強化
- 重層的かつ伴走型相談支援体制の整備

②多職種・多機関の連携と協働による支援体制の推進

専門機関や事業者等との連携を一層強化し、効果的と考えられる事業を協働して開発するなど専門的な支援体制の充実を図ります。

主な取組施策

- 地域特性を活かした介護・福祉分野における多職種・多機関の連携と協働の推進
- 医療介護連携の促進による介護予防、重症化防止及び地域生活支援の充実
- 民生委員・児童委員との協働体制の強化
- 多種多様な支え手との協働した活動の推進
- 丹波市社会福祉法人連絡協議会の活動の活性化への支援
- 要支援者に関する情報の共有と管理



重要視点

2 支えあい・見守りあいによる地域づくりの推進

①地域の支えあい・見守りのネットワークの推進

地域住民をはじめ、自治会や地域の団体、事業者等が連携・協働し、課題解決につながるネットワークづくりを進め、本市に暮らすすべての住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組みます。

主な取組施策

- 自治協による支えあい推進体制の整備と活動の充実
- 見守り活動の充実・社会参加の機会と場づくり
- 虐待防止及び対応充実のためのネットワークの強化

②住民同士の交流と身近な地域での福祉活動の促進

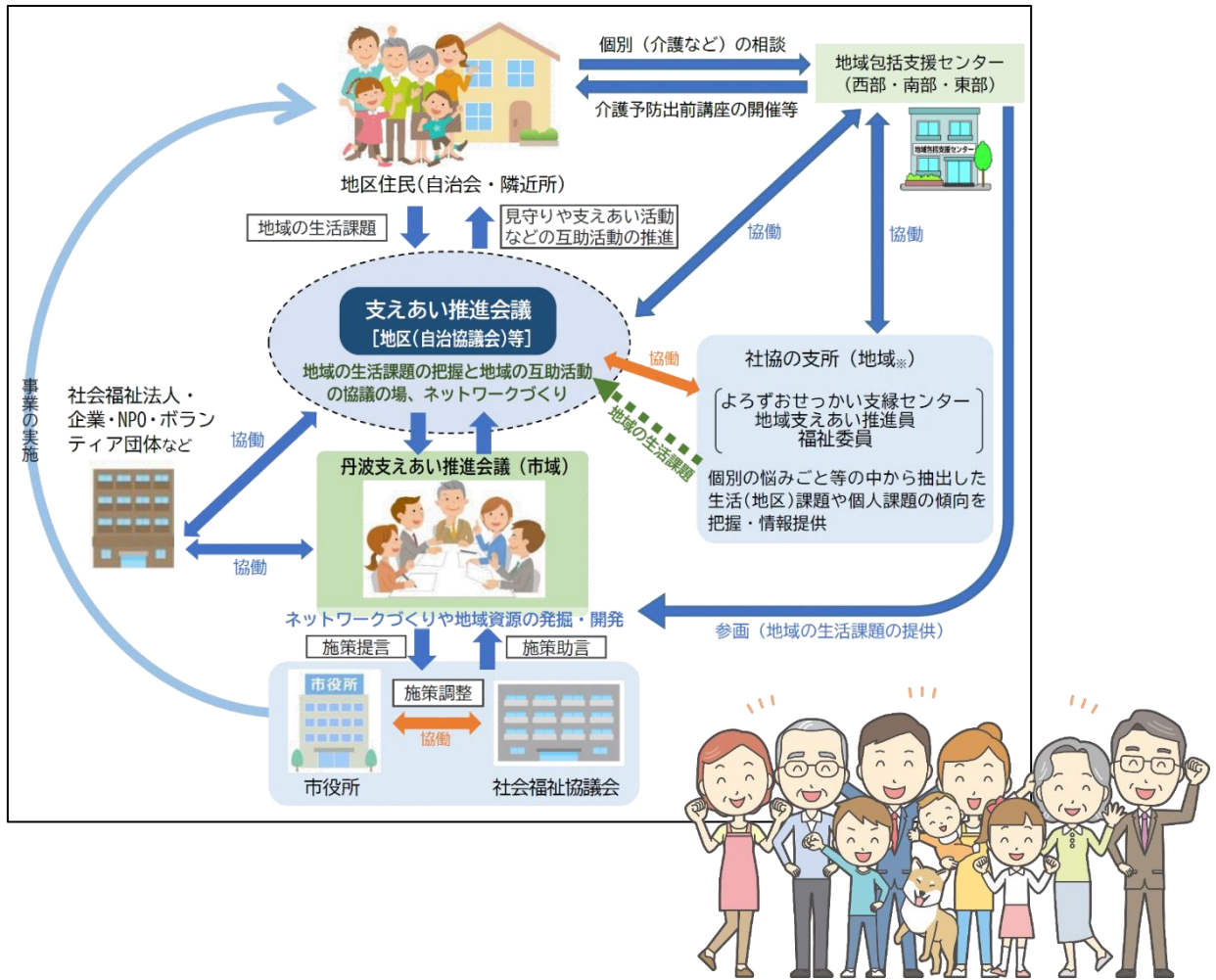
地域にある様々な資源を活用しながら、地域住民一人ひとりが地域に愛着を抱き、様々な行事や活動へ主体的に関わり、身近な地域でちょっとした困りごとにも手を差し伸べるなどの福祉活動を推進していきます。

主な取組施策

- 介護予防・健康づくりへの市民参加の促進
- 法人資源を活かした地域での福祉活動の推進
- 地域公益活動を通じた社会福祉法人等への理解促進
- 隣保館運営事業の推進



◇地域の支えあいの体制づくり推進の仕組み図



重要視点

3

権利が守られ安心した生活を送れる仕組みづくりの推進

①利用者の視点に立った良質な福祉サービスの提供

支援を求める人たちが適切かつ良質なサービス利用に結びつくよう、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

主な取組施策

- 福祉制度や事業の認知度、理解度の向上
- 福祉サービス等の適正な利用促進

②市民の権利を守るための支援の推進（成年後見制度利用促進計画）

「丹波市権利擁護推進協議会」において、「丹波市権利擁護支援センターよりそい」の事業実施計画の進行管理を行い、意思決定支援に基づいた自分らしい生活ができるよう権利擁護に対する市民の理解を深め、支援を必要とする人が気兼ねなく相談でき、制度の利用促進につながる体制の充実と制度の周知に努めます。

主な取組施策

- 権利擁護支援センターよりそいの機能強化
- 意思決定支援に基づく後見事務の推進及び成年後見制度等を活用した権利擁護支援の促進
- 市民後見人等権利擁護の担い手の育成への取組



重要視点

4

地域福祉活動を支える多様な人づくりの推進

①身近な地域での福祉の担い手の育成

誰もが「支え手」と「学び手」として活躍できる地域社会をめざし、多様な住民が地域福祉活動の担い手となり、活動の裾野を広げていくことができるよう、地域福祉を支える人材を育成するとともに、ボランティア活動を推進します。

主な取組施策

- 住民の福祉意識の高揚と支えあい活動の実践
- 生涯を通じた福祉学習の機会の充実
- 住民による地域福祉活動の支援



②福祉人材の担い手の確保・育成・定着

福祉・介護分野従事者の処遇改善のほか、多様な人材の活用の促進、仕事の魅力向上、職場や業務そのものの改善に向けた取組を引き続き進めていきます。

主な取組施策

- 業務効率化の推進
- 既存補助事業の見直しと新たな業務支援事業の推進
- 福祉人材連携・協働推進の構築
- 賃金体系の見直しに向けた福祉事業所の意識改革
- 新たな福祉人材の担い手確保と育成



重要視点

5

安全・安心な暮らしを守る地域づくりの推進

①災害時の避難行動要支援者対策の推進

災害が発生しても、地域の避難行動要支援者が孤立せず、また、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる支援対策を推進します。

主な取組施策

- 避難行動要支援者の把握と名簿更新
- 災害時における個別避難計画の作成と共有化
- 平常時における災害への備え（訓練・意識）
- 高齢者及び障がい者施設における避難確保計画及び業務継続計画の作成

②犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた支援（再犯防止推進計画）

犯罪や非行をした人が地域社会で孤立しないよう、地域の理解と協力を得ながら、円滑な社会復帰を促進し、安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現に取り組みます。

主な取組施策

- 更生保護・再犯防止に対する地域の理解醸成
- 再犯防止に取り組む団体等に対する市民の理解促進
- 犯罪をした人等に対する地域での自立支援
- 犯罪をした人等に対する相談支援体制の強化や福祉サービス提供体制の確保

③快適な生活環境の充実

多くの人々が自立して安全、快適、安心に暮らせる環境や建物、製品、サービス、情報などを計画・実行する視点で快適に暮らせる生活環境の充実に取り組みます。

主な取組施策

- ユニバーサルデザインの推進



第5次 丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画（令和8(2026)年度から令和12(2030)年度）

■ 地域福祉推進計画について

- ◆ 本計画は、地域住民や社会福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取組が盛り込まれた民間の行動計画で、市や社協、住民、地域活動団体、ボランティア、事業所等、地域に関わるさまざまな主体の役割を明確化し、より効果的な地域福祉の推進をめざします。
- ◆ 社協は、民間としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織です。本会は、この特性や協議体としての機能を十分に発揮し、多様化する福祉サービス・活動の担い手をつなぎ、課題解決に向けた連携・協働ができるよう、計画を推進していきます。

基本理念とスローガン

【基本理念】

地域福祉のプロとしてプラットフォーム機能を生かした支援力で地域社会に貢献します。

【スローガン】

よりそい うけとめ ほっとかへん

基本目標

- 基本目標1** 支えあいを大切にしたい人づくり
- 基本目標2** 安心して暮らせる地域づくり
- 基本目標3** 誰もがつながり安心して暮らせる仕組みづくり

施策の方向性と取組項目

基本目標	施策の方向性	取組項目
1 支えあいを大切にしたい人づくり	1 学びの機会をつくり、福祉人材を育成します	1 ボランティア活動等の推進 2 福祉学習の推進 3 出張教室の推進 4 情報発信
2 安心して暮らせる地域づくり	2 地域のつながりの構築を進めます ※小地域福祉活動の推進	5 見守り・支えあい活動の推進 6 交流の場づくり
	3 誰もが参加、活躍できる機会をつくれます	7 社会参加への支援 8 当事者団体の支援
	4 あらゆる生活課題を受け止め 解決する伴走型支援を行います	9 相談支援体制・アウトリーチの強化 10 生活困窮者支援 11 権利擁護事業の推進 12 子育て世帯への支援
3 誰もがつながり安心して暮らせる仕組みづくり	5 多様な主体とのネットワークを構築し、仕組みづくりを進めます	13 企業等とのネットワーク構築 14 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進 15 生活支援体制の整備 16 災害時の連携体制強化
	6 支援を支えるため、健全な法人運営・介護保険事業の経営を行います	17 人材確保、育成、定着に向けた取組 18 財源確保に向けた取組 19 介護サービス事業等の推進 20 行政とのパートナーシップ

■ 計画の推進に向けて

- ◆ 住民・地域・関係団体等との協働による計画の推進
- ◆ 丹波市と社会福祉協議会との連携による推進
- ◆ P D C A サイクルに沿った、「丹波市地域福祉計画」と「丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画」の一体的な進行管理

◆ 計画の詳細はこちらをご覧ください。➡



丹波市の地域福祉を推進するための計画《概要版》

令和8年(2026年)3月発行

編集：丹波市 福祉部 社会福祉課
社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会

